

## 17 大学の社会的責任(USR)に関する事項

### 1 内部監査制度

内部監査は各部署が所管する予算が法令および学内の規程等に準拠しかつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

2008年度においては、次の事業を進めることとする。

- ①「科学研究費」をはじめ外部補助金の適正な執行と不正行為防止の観点から、厳密な監査を行なう。
- ②定期監査計画書を作成し、計画的に各部署所管予算執行について、規程等との整合性、目的適応執行の適切な監査を実行する。
- ③本法人規則に基づく決裁前臨時監査を引き続き実施することによって、契約等に係る適正な事業執行を促進する。

### 2 事業評価制度

<事業評価の目的>

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築(スクラップ・アンド・ビルド)を目的としており、個々の事業の妥当性等を検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。本事業評価により各事業担当部署はその目的や評価を意識し緊張感を持って業務を遂行することができ、事業主体の自律性を促進することに貢献している。

<事業評価の時期・対象等>

時期	対象
第1回 (6月下旬)	1. 前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 2. 前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 3. 前年度決算にて予算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 4. 収入科目で予算差異が1,000万円以上、または収入率が60%以下となった事業 5. 補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業 6. 補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業 7. 特に事業評価を必要とする事業
第2回 (11月下旬)	1. 当該年度の新規・大型事業 2. 年次計画で進行中の大型事業 3. 部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業

上記事業評価対象基準に従い、年間約250事業を評価対象としている。2008年度においては、前年度の事業評価で「評価保留」となった64事業をはじめとして、事業評価を実施する予定である。

### 3 法令遵守の取り組み

近年、大学における公的研究資金の不正使用や論文不正等が相次いで発覚し、大きな社会問題となっており、高い公共性・社会性を有する大学として、セクシュアル・ハラ

ズメント等のハラスメントの防止、個人情報保護など、社会的責任を果たすため、法令遵守の取り組みは重要と認識している。

2008年度においては、公的研究資金の不正使用の防止等を目的とした規程や適正な手続としての職員の懲戒手続に関する規程等の整備を検討している。また法令違反や人権侵害等を未然に防止するため啓蒙活動を推進し、かつ必要な委員会の設置やそれぞれ担当部局において必要な規程等を整備するなどの取り組みを行う。さらに、法令遵守や内部統制のための体制について検討を始める。

### 4 情報公開の取り組み

在学生や保護者に、本学が取り組む事業や財政状況について理解を深めてもらうよう、広報誌「龍谷(学内版)」を年2回発行し学内各所に設置するほか、保護者に対して郵送している。今年度においても、「龍谷(学内版)」には当年度予算、前年度決算、翌年度学費のほか、前年度の事業報告書や当該年度の計画書を掲載し、積極的な情報開示を継続していくこととする。

事業目的別収支計算書を含む財務諸表を備え置き閲覧に供するほか、予算・決算報告および事業計画書・事業報告書(要約・抜粋版)については冊子と同様に本学HPにおいても公開することにより、その他一般者及びマスコミに対して情報を開示している。また、社会的問題等も含め、本学の様々な取り組みや学外からの指摘事項についてはHP上での報告・記者会見・プレスリリースなどを通じて発信し、透明性と誠実性をはかることとする。

### 5 個人情報保護の取り組み

個人情報の保護については、2002年に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、および相談窓口の設置等の取り組みを行っている。

2008年度においても個人情報の管理や諸問題に対する体制を精査し、継続的に改善・整備に努めていく。また、教職員に個人情報保護の責務と重要性を認識させるため、教育及び研修を実施していく。

### 6 環境への取り組み

本学は「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」において、年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl(キロリットル)以上3,000kl未満であるため、大宮キャンパスを除く深草および瀬田キャンパスが、「第二種エネルギー管理指定工場」に指定されている。本学はこれにより、エネルギー消費原単位の年平均1%以上の低減

を図る努力義務がある。2004年7月に「省エネルギー推進委員会規程」を制定し、その中心的な位置づけを担う「省エネルギー推進委員会」のもと取り組みを行ってきた。

2008年度は京都議定書で定められている規制を実行する第一約束期間初年であるため、主に次の環境への取り組みを行う。

● エネルギー使用量（電気・水道・ガス）の削減のほか、

廃棄物の発生の抑制・再利用等、取り組み対象を拡大しCO<sub>2</sub>削減に向け環境にやさしい大学づくりを行う。

- 学生を含む構成員に啓発活動を行うほか、既存施設の改修（空調用冷却水・冷温水ポンプにおける省エネ改善、冷却塔ファン制御機器設置、電力量検針設置、個別ヒートポンプの効率化）を行う。
-